

# 日本心血管インターベンション治療学会 東北支部会則

## 第1章 総則

第1条 本支部は、日本心血管インターベンション治療学会（Japanese Association of Cardiovascular Intervention and Therapeutics (CVIT)）東北支部と称する。

第2条 本支部は、会議議事録の作成、連絡業務、会計業務等、支部の円滑なる運営にかかわる業務を行うため、事務局を設置する。

## 第2章 目的および事業

第3条 本支部の目的は、東北地方における心血管疾患患者に対する有効かつ安全なカテーテル治療の開発と発展および臨床研究の推進とその成果の普及をもって、診断治療技術の向上と学術文化の発展に資することにより、心血管疾患の予後改善の責務を広く社会に果たすこととする。

第4条 本支部は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 支部学術集会の開催
- (2) 研究、調査および教育事業
- (3) 他の関係学術団体との連絡および協力
- (4) その他、本支部の目的を達成するために必要とされる事業

## 第3章 会員

第5条 本支部の会員は、日本心血管インターベンション治療学会会員とする。

第6条 メディカルスタッフ部会の会員に関しては日本心血管インターベンション治療学会会員であることを条件とはしない。

## 第4章 役員

第7条 本支部は次の役員をおく。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 1名（支部長の任意によりおくことができる）
- (3) 幹事 代議員をもって支部幹事とする
- (4) 運営委員 80名以内
- (5) 会計監事 2名

第8条 本支部の役員は、次の各項の規定によって選任される。

- (1) 支部長は、選出理事の中から幹事会で選出され、運営委員会の承認を受けて選任される。

- (2) 支部長の任意により、選出理事の中から1名の副支部長を任命することができる。

- (3) 幹事は、選出された代議員とする。代議員の選出については、本学会の定款細則第8章第26条および第27条に定められた役員選挙規定に従うものとする。

- (4) 運営委員は幹事および承認された会員とする。後者は幹事あるいは運営委員の推薦を受け、幹事会と運営委員会で承認された会員とする。運営委員は、本支部の発展のため積極的に活動すること。運営委員の任期については特に定めないが4年毎に見直しを行い、正当な理由なく運営委員会を連続して3回欠席した場合は、幹事会や運営委員会で協議し運営委員としての資格を失うことがある。なお、冠婚葬祭など正当な理由を予め支部長に提出した場合は、上記の限りではない。

- (5) 支部学術集会会長は、運営委員の中から幹事会で選出され、運営委員会の承認を受けて選任される。

- ①会長に承認された者は、本人が開催する学術集会の1年前から幹事会に出席し、開催準備状況を報告する。この際の幹事会においては、審議に加わることは出来るが、議決権は有しないものとする。

- (6) 支部選挙管理委員長は、幹事会で選出され、運営委員会の承認を受けた支部選挙管理委員の中より、互選により選出される。

- ①本会理事が、支部選挙管理委員長を併任することはできない。

- (7) 事務局代表は、支部長の所属施設の会員の中から支部長が推薦し、幹事会の承認を受けて選任される。

- (8) 会計監事は、運営委員の中から幹事会で選出され、運営委員会の承認を受けて選任される。

第9条 本支部の役員の任期は、次の規定に従う

- (1) 支部長、副支部長、幹事、支部選挙管理委員長および会計監事の任期は、2期4年とする。

- (2) 支部長、副支部長、幹事の定年は、64歳に達した後の定時代議員総会の終結時までとする。

- (3) 支部学術集会会長の任期は、前回学術集会の日の翌日から当該学術集会の終了の日までとする。

- (4) 役員の再任は妨げない。

## 第5章 会議ならびに委員会

第10条 本支部は業務を行うために次の会議と委員会をおく。

- (1) 幹事による幹事会
- (2) 運営委員による運営委員会
- (3) 学術集会

第11条 幹事会は次の規定に従う。

- (1) 幹事会は、学術集会の際に開催し、議長は支部長とする。
- (2) 支部長は、必要があるときには、臨時幹事会を招集することができる。
- (3) 事務局は、議事録作成のため、定期あるいは臨時の幹事会に出席する。

第12条 運営委員会は次の規定に従う。

- (1) 運営委員会は、学術集会の際に開催し、議長は支部長とする。
- (2) 支部長は、必要があるときには、臨時運営委員会を招集することができる。
- (3) 事務局は、議事録作成のため、定期あるいは臨時の運営委員会に出席する。

第13条 学術集会は次の規定に従う。

- (1) 毎年1回以上開催しなければならない。
- (2) 演題を発表するもの並びに共同演者は、会員でなければならない。ただし当面、研修医に発表の機会を与える場合などにおいては必ずしもこの限りではない。
- (3) 学術集会の運営に充てるため、参加費を徴収することができる。

第14条 支部選挙管理委員会は次の規定に従う。

- (1) 支部選挙管理委員は、幹事会で選出され、運営委員会の承認を受けて選任される。
  - ① 支部選挙管理委員数は、5名以上で、且つ、各都道府県より1名以上の委員を選出しなければならない。
  - ② 支部選挙管理委員の任期は、4年で、再選を認める。
- (2) 支部選挙管理委員会は、定款細則の代議員選挙規則++を遵守し、公正、且つ円滑な選挙を実施しなければならない。推薦代議員は、地域性と専門性および学会への貢献度を考慮して選出する。

## 第6章 運営資金と会計監査、会計報告

第15条 本支部の運営には次の資金を充てる

- (1) 支部会費（日本心血管インターベンション治療学会会費と同時に徴収されるもの）
- (2) 支部学術集会参加費
- (3) 寄付金、広告収入など

第16条 会計監査、会計報告は次の規定に従う。

- (1) 支部学術集会会長は、学術集会の終了後に収支決算を速やかに行い、会計監事による監査を受けなければならない。
- (2) 学術集会の会計報告は、次期の学術集会の際に、幹事会と運営委員会において、支部学術集会会長が行う。
- (3) 支部長は、年度末に支部事務局の収支決算を速やかに行い、会計監事による監査を受けなければならない。
- (4) 支部長は、年度初期の学術集会時の幹事会と運営委員会で、収支決算の承認を受けなければならない。
- (5) 支部長は、年度末に学術集会を含めた支部決算報告書を、速やかに本部に提出しなければならない。
- (6) 支部長は、年度初期の学術集会時の幹事会と運営委員会で、事業計画を付した予算の承認を受けなければならない。
- (7) 支部長は、学術集会を含めた次年度支部事業計画を付した予算書を、本部に提出しなければならない。
- (8) 会計年度は4月1日より、翌年3月31日までとする。

## 第7章 支部名誉会員および支部功労会員規定

第17条 本支部は以下の規定により支部名誉会員および支部功労会員をおくことができる。

- (1) 本支部の発展に多年にわたり功労のあった幹事、運営委員およびメディカルスタッフ幹事で、退任後満60歳を越えている者の中から幹事会が推薦し、運営委員会にて承認を得た者とする。
- (2) 幹事会は、支部長を委員長とする委員若干名をもって委員会を組織し、支部名誉会員および支部功労会員の推薦を委任することができる。
- (3) 幹事経験者で退任後満60歳を越えている者は、支部名誉会員となる資格を有する。
- (4) 運営委員経験者で退任後満60歳を越えている者は、支部功労会員となる資格を有する。
- (5) メディカルスタッフ幹事経験者で退任後満60歳を越えている者は、支部名誉会員または支部功労会員となる資格を有する。

第18条 支部名誉会員の処遇

- (1) 支部名誉会員および支部功労会員の称号は終身とし、会員として次項(2)(3)(4)の権利を有する。
- (2) 支部名誉会員は、支部学術集会の参加費を免除される。

- (3) 支部名誉会員は支部長の要請により幹事会に出席し、意見を述べるができるが、議決権は有しない。
- (4) 支部名誉会員、支部功労会員は支部長の要請により運営委員会に出席し、意見を述べることができるが、議決権を有しない。

## 第8章 メディカルスタッフ部会

第19条 日本心血管インターベンション学会東北支部メディカルスタッフ部会を以下に定める。

- (1) メディカルスタッフ部会長 1名、副会長若干名
- (2) メディカルスタッフ部幹事 若干名

以下の幹事を東北各県において各部署最低1名を置く。

看護師部門、診療放射線技師部門、臨床工学技士（臨床検査技師）部門。

第20条 部会長、幹事の選出

幹事は推薦選出とし、メディカルスタッフ部会長はメディカルスタッフ部会幹事会における互選で決定する。

第21条 部会長、副会長の権限

メディカルスタッフ部会長・副会長は支部長の要請により幹事会に出席し、意見を述べるができるが、議決権を有しない。

## 第9章 補足

第22条 本会則の変更は、幹事会で議決し、運営委員会で承認されねばならない。

第23条 本支部の運営に関する施行細目を別途に定めることができる。

第24条 本会則に記載されていないことについては、日本心血管インターベンション治療学会定款および細則に準ずる。

第25条 事務局は、当面、支部長の所属する施設に置くが外部に委託することもできる。

第26条 本会則は2010年4月4日より施行する。

- (1) 2012年2月4日より運営委員会の欠席に関する規定が追記された。
- (2) 2012年3月3日よりコメディカル部会に関する条項が追加された。
- (3) 2014年2月15日よりコメディカル部会の内規が追加された。
- (4) 2019年4月9日よりコメディカル部会の内規の変更があった。
- (5) 2019年8月17日より第21条が追加された。
- (6) 2022年2月26日より第4章の第8条、第9条に代議員の内規が追記された
- (7) 2022年2月26日より第7章に支部名誉会委員、功労会委員の内規が追記された
- (8) 2023年8月1日より「コメディカル」から「メディカルスタッフ」への呼称変更。

---

日本心血管インターベンション治療学会 東北支部

有限会社 ヤマダプランニング

〒020-0857 岩手県盛岡市北飯岡1丁目5-5

TEL：019-635-6011 FAX：019-635-6033

E-mail:cvit-tohoku@yamada-planning.co.jp